

令和元年12月4日
指 導 室

令和2年度第5学年の宿泊行事について

令和2年度については、小学校第5学年の夏季宿泊行事を中止し、日帰りの自然体験学習に変更する。

1 変更に至った経緯について

- (1) 江東区内で実施するオリンピック・パラリンピックの競技の観戦を、区内のすべての子ども達に対して実現することを最優先とする。また、学校ごとに宿舎や交通手段を確保しているため、バスの確保が難しく、実施できない学校が生じ、全校での実施ができない。
- (2) 夏季休業中に実施するには、お盆の時期しかなく、臨海学校の適期から外れるとともに、交通渋滞及び費用の高騰が考えられる。また、この時期は、子どもを家庭に戻すとともに地域行事へのかかわりを優先させたい。
- (3) 秋以降の休日に宿泊行事を実施すると、子ども達には月曜日から日曜日までの連続した7日間の授業が発生し、健康面でふさわしくない。
- (4) 秋以降の平日に宿泊行事を実施すると、子ども達の安全確保のため多数の教員の引率が必要であるため、学校に残る他学年の子どもたちへの指導が不十分になったり、他の行事（連合運動会、連合音楽会等）と重なったりするため、学校運営が難しい。また、冬休みについては、家庭に子どもを返すことを原則としたい。

2 日帰りの自然体験学習について

心に残る体験となるよう、子ども達による検討委員会を組織し、意見を反映する。また、PTA 役員、学年代表保護者に意見を求め、実施場所、内容等について検討する。

夏季宿泊行事

- ・教育課程外の任意参加の学校行事（保護者の同意を得て参加、登校日数に数えない）
- ・区内全校で臨海学校・林間学校として実施しており、場所の選定、交通手段は学校ごとに確保して実施

行先：千葉（20校）、山梨（11校）、福島（6校）、栃木（4校）、
新潟（2校）、群馬（2校）、静岡（1校）